

# 生活保護費見直し

## 子育て世帯の生活保護費見直し

	内容・目的	主な変更点
児童養育加算	一般世帯の児童手当に対応	対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。3歳未満は月1万5000円から1万円に減額
母子加算(ひとり親)	ふたり親世帯と同水準の生活を保障	平均月2万1000円から1万7000円に減額
教育扶助	義務教育に必要な費用を賄う	学習支援費(クラブ活動に限定)を定額支給から実費支給に変更。上限額は小学生が半減、高校生が年約6万2000円から約8万3000円に引き上げ
世帯分離	大学に進学した子どもは保護対象から外す仕組み	ほぼ現行のまま

2018年度の生活保護費見直しで、約15万に上る子育て世帯のうち4割近くが減額になる見通しとなった。政府はひとり親世帯への「母子加算」を平均2割カットするほか、児童手当に当たる「児童養育加算」も一部を減らす方針。野党は「子どもの貧困対策に逆行する」と反発しており、22日召集の通常国会で激しい論戦が展開されそうだ。

# 母子加算2割カット

# 子育て世帯4割で減

## 国会焦点に

ひとり親世帯に支給される母子加算は、現在の平均月2万1千円から1万7千円に減額されるが「ひとり親だからこそ必要となる経費が十分に考慮されていない」との指摘もある。

子どもの健全育成のため、子育て世帯に支給する児童養育加算は、対象を現在の「中学生まで」(月1万円)から「高校生まで」(同)に拡大する。一方で3歳未満は1人当たり月1万5千円から1万円に減額。一般家庭には1万5千円の児童手当が支給されており、野党は「貧困家から約8万3千円(実費)に

ひとり親世帯に支給される「母子加算」は、現在の平均月2万1千円から1万7千円に減額されるが「ひとり親だからこそ必要となる経費が十分に考慮されていない」との指摘もある。

こうした加算のほかに、義務教育に必要な「教育扶助」も見直しされる。現在は学習支援費として小学生は1人当たり月26300円、中学生は月44500円を定額で支給しているが、実際にかかった費用を後から請求する方法に変更。使途もクラブ活動に限定し、これまで認められていた参考書代などは、児童養育加算で賄うことになる。

高校生の学習支援費は、上限を年約6万2千円(定額)から約8万3千円(実費)に引き上げ、生活保護世帯の子どもが大学などに進学する際、一時金を支給する。受給費全体では、6割の子育て世帯で増額となるが、大学などに進学した場合、世帯に支給される保護費から子どもの分を大きく差し引く「世帯分離」の仕組みは残ったまま。専門家は「子どもの進学を阻む要因が解消されていない」としている。

### ズーム

**生活保護 憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、自立を助ける制度。収入が国の定める最低生活費に満たない場合、不足分を支給する。食費や光熱費などに充てる「生活扶助」や家賃に充てる「住宅扶助」、義務教育に必要な学用品を賄うための「教育扶助」などがある。生活扶助は5年に1度見直し、政府は2018年10月から、金受給世帯の3分の2で段階的に最大5%引き下げ、3年かけて国費計約160億円を削減すると決めた。18歳以下の子どもがいる受給世帯は約15万で、このうち7割程度がひとり親世帯。**